

条件付き一般競争入札【総合評価落札方式（工事成績等簡易型）】
落札者決定基準

【工事概要及び入札参加資格】

1) 対象工事

工 事 名	松阪市公共下水道事業 松阪第3処理分区1号外污水管渠及び配水管布設替工事
設計金額	220,419,000 円（税抜き）
工事概要	推進工 L=251.2m、開削工 L=684.4m、 水道本管工 L=468.7m
施工場所	松阪市 垣鼻町 外 地内
工 期	契約の日から令和4年3月15日まで

2) 参加資格は、発注基準（入札及び契約審査会）によるものとする。

- ① 市内、準市内業者であること。
- ② 土木一式工事の資格総合点数が870点以上の特定建設業許可業者であり、管工事又は水道施設工事の資格総合点数があること。（但し給水工事指定店の登録業者であること。）
- ③ 過去15年間に官公庁発注の同工種・同規模以上の工事を元請で履行した実績があること。
- ④ 本工事に対応する資格を有する技術者を監理技術者として施工現場に専任で配置できること。

※ 詳細については、発注公告によるものとする。

【総合評価落札方式落札者決定基準】

1. 評価値の算定について

評価値は、価格以外の要素を数値化した技術評価点（標準点（100点）＋加算点（満点：20点））を入札価格で割って算出する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点（100点）＋加算点（満点20点））}}{\text{入札価格}} \times 10,000,000$$

※技術評価点は、標準点（100点は固定された点数）と加算点（「4. 価格以外の評価点（加算点）の配点について」により求められた点数）の合計点とする。

※評価値は小数第6位以下を切り捨て、小数第5位まで表示する。

【例】 入札価格 123,456,700 円

標準点 100点 加算点 15点

$$(100+15) \text{ 点} / 123,456,700 \text{ 円} \times 10,000,000 = 9.3150067\cdots \Rightarrow 9.31500$$

2. 落札者の決定方法

- ①本案件は、松阪市低入札価格調査試行要領（以下「試行要領」という。）に基づき調査基準価格・失格基準価格を算出し、調査基準価格未満の者がある場合には、該当者すべてに対して積算内訳書の審査を行う。この場合、同価格の入札者が複数あっても調査順を決定するくじ引きは行わない。
- ②設計金額（予定価格）を超えた者、失格基準価格未満の者及び積算内訳書審査基準を満たさない者は失格とし、評価値の算出は行わない。
- ③評価値の高い者から順に落札候補者とする。また、評価値の最も高い者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。なお、くじ引きは辞退できない。

3. 入札価格について

（1） 低入札調査基準価格の算出

$$\text{低入札調査基準価格（円）} = \text{予定価格（円）} \times \text{調査基準価格率}$$

①低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、「令和3年4月施行の最低制価格制度の運用について」に基づき計算を行い、「最低制限価格」を「調査基準価格」、「最低制限価格率」を「調査基準価格率」と読み替える。

本工事の予定価格算出の基礎となる設計書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に定められた各費目の率を乗じて基準価格を算出し、基準価格を予定価格で割った値に100を乗じた基準価格率（小数第3位以下切り捨て）を算出する。

②上記により算出した基準価格率にランダム係数（99.50%～100.49% ※1）を乗じ、調査基準価格率（※2）を算出する。

※1 開札立会人2名に「くじ」を引いてもらい、99.50%～100.49%の間で小数第1位、第2位の数字を決めます。ただし、有効となる入札者の数が5者未満となった場合は「くじ」を行わず、ランダム係数を99.50%とする。

※2 調査基準価格率の範囲は、75%～92%の範囲とする。

③予定価格に調査基準価格率を乗じて低入札調査基準価格を算出する。

（2） 失格基準価格の算出

- ① 失格基準価格は、入札価格の低い方から順に並べ、有効となる入札者数の7割の数（1者未満切上げ）の入札価格の平均額に0.95を乗じた価格（1,000円未満切捨て）とする。ただし、有効となる入札者数が5者未満となる場合は、失格基準価格は、予定価格の80%（千円未満切捨て）に設定する。

【例】

入札業者数が13者あり、1者が予算超過となり、有効となる入札者が12者となった場合、 $12 \times 0.7 = 8.4 \approx 9$ 者となり、入札価格の低いほうから9者の入札価格の平均を求め、その額に0.95を乗じた金額（千円止め）を失格基準価格とする。

- ② 失格基準価格算出の結果、失格基準価格が調査基準価格を超える価格となった場合は、当該調査基準価格と同額を失格基準価格とする。
- ③ 失格基準価格を設定した後において、落札候補者審査及び低入札価格調査等により、次の事項に該当し失格等と判定される入札があった場合においても、これらを理由とした失格基準価格の再設定は行わないものとする。
- (1) 低入札価格調査の積算内訳書審査基準を満たさず失格となる入札
 - (2) 低入札価格契約事前調書における申し出により低入札契約を辞退する入札
 - (3) 入札価格（入札書の価格）と積算内訳書の価格が不一致で失格となる入札
 - (4) 積算内訳書記載事項の不足、不鮮明、白紙等により失格となる入札
 - (5) その他、失格基準価格の設定後に失格等と判定される入札

4. 価格以外の評価点（加算点）の配点について

加算点は20点満点とし、下記の評価項目、評価内容、配点等に基づき評価を行い、その合計点を加算点とする。

■ 企業の施工能力

工事实績	工事成績	安全施工	優良工事
2点	4点	1点	1点

■ 配置予定技術者

工事实績	工事成績
2点	4点

■ 地域要件

地域要件
1点

■ その他

社会貢献	現場管理提案
1点	4点

① 工事实績評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
工事实績評価点 (実績評価点)	過去 5 年間に官公庁発注の同工種・同規模以上の工事を元請けとして履行した実績により評価する。 工事实績評価点算出式 $\text{工事实績評価点} = 2 \times \text{件数} / 10$ ※履行実績が 10 件以上の場合は、工事实績評価点＝2 点（満点）とする。なお、履行実績がない場合は、0 点とする。（小数第 1 位まで計上）	2 点

※評価資料 2 号様式により、同工種・同規模工事の施工実績調書を提出すること。

※同工種とは土木一式工事で、同規模工事は、履行実績の契約金額が本工事の設計金額の 50% 以上の工事とする。また、工事の履行実績等を確認するため、コリンズ竣工時工事カルテの写し等を提出すること。（本市以外の実績の場合のみ提出。なお、すでに提出済みの工事は除く）

※過去 5 年間は、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日に本工事の公告日までの期間を加えたものとし、この期間に工事が完了（完成認定を受けたもの）したものとする。

※ J V 工事の履行実績確認は、出資割合を契約金額に乗じて、規模の判断とする。

② 工事成績評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
工事成績評価点 (工事評価点)	過去 3 年間の松阪市発注（契約監理課契約分）の全工種工事成績点の平均点により評価する。 工事成績評価点算出式 $\text{工事成績評価点} = 4 \times (\text{工事成績点の平均点} - 60) / 30$ （小数第 2 位以下切り捨て） ※工事成績点の平均点については、小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までとする。 ※工事成績の平均点が 90 点以上の場合には、工事成績評価点を 4 点（満点）とする。なお、平均点が 60 点未満の場合は評価点を 0 点とする。	4 点

※評価資料3号様式により、工事成績調書を提出すること。

※この評価においては、受注した工事の工種・規模は問わない。

※J Vで受注した工事の工事成績評定点を含む。

※過去3年間は、平成30年4月1日から令和3年3月31日に本工事の公告日までの期間を加えたものとし、この期間に工事が完了（完成認定を受けたもの）したものとする。

③ 安全施工評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
安全施工評価点 (安全評価点)	過去5年間に工事中の事故により、松阪市から指名停止を受けた件数により評価をする。 ● 指名停止を受けた : 0点 ● 指名停止を受けていない : 1.0点	1点

※過去5年間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日に本工事の公告日までの期間を加えたものとする。

④ 優良工事評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
優良工事評価点	過去5年間の松阪市発注（契約監理課契約分）の全工種工事において優良工事の評価を受けた件数により評価をします。 ● 優良工事の評価がない : 0点 ● 優良工事の評価が1回ある : 0.5点 ● 優良工事の評価が2回以上ある : 1.0点	1点

※J Vで受注した工事についても評価の対象とします。

※過去5年間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日に本工事の公告日までの期間を加えたものとし、この期間に工事が完了（完成認定を受けたもの）したものとする。

⑤ 配置予定技術者（監理技術者）評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
配置予定技術者評価点 (工事实績)	過去5年間に官公庁発注の工事において、配置予定技術者が携わった同工種・同規模以上の工事实績により評価する。 配置予定技術者工事实績評価点算出式 $\text{工事实績評価点} = 2 \times \text{件数} / 5$ ※工事实績が5件以上の場合は、評価点を2点（満点）とする。なお、実績がない場合は、0点とする。 (小数第1位まで計上)	2点
配置予定技術者評価点 (工事成績)	過去3年間の松阪市発注工事において、配置予定技術者（監理技術者または主任技術者）が携わった本工事と同工種の工事成績点の平均点により評価する。 配置予定技術者工事成績評価点算出式 $\text{工事成績評価点} = 4 \times (\text{工事成績点の平均点} - 60) / 30$ (小数第2位以下切り捨て) ※工事成績点の平均点については、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までとする。 ※工事成績点の平均点が90点以上の場合には、評価点を4点（満点）とする。なお、平均点が60点未満の場合は評価点を0点とする。	4点

- ※ 原則、落札後の配置予定技術者の変更は認めない。
- ※ 技術者の評価点は、工事实績と工事成績の合計で評価します。なお、複数の技術者で参加の場合は、合計点が最も低い技術者の点数が評価点となります。
- ※ 配置予定技術者の配置ができなくなったときは、本入札は無効とする。
- ※ 配置予定技術者の資格確認のため、1級国家資格証明書の写し及び監理技術者資格者証の写しを提出すること。また、3か月恒常的な雇用状況を確認するため健康保険被保険者証等の写しの提出を求めることがある。
- ※ J V工事の履行実績確認は、代表者・構成員を問わず、実績及び成績評価を行う。また、規模の判断は出資割合を契約金額に乗じて判断する。
- ※ 工事の履行実績等を確認するため、コリンズ竣工時工事カルテの写等を提出すること（本市以外の実績の場合のみ提出。なお、すでに提出済みの工事は除く）。
- ※ 現場代理人のみの実績及び低入札価格での契約となった場合の担当技術者については、評価を行わない。

- ※ 実績及び成績評価は、現在の企業に限定しない。
- ※ 過去３年間は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日に本工事の公告日までの期間を加えたものとし、この期間に工事が完了（完成認定を受けたもの）したものとする。
- ※ 過去５年間は、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日に本工事の公告日までの期間を加えたものとし、この期間に工事が完了（完成認定を受けたもの）したものとする。
- ※ 評価資料 2 号様式により、同工種・同規模工事の施工実績調書を提出すること。
- ※ 評価資料 3 号様式により、工事成績調書を提出すること。

⑥ 地域要件評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
地域要件評価点	入札者の所在地により評価をする。 ● 市内業者 : 1.0 点 ● 準市内業者 : 0.5 点	1 点

※入札者の所在地については、松阪市建設工事競争入札参加資格者登録規程第 7 条 2 項の所在区分とする。

⑦ 社会貢献評価点

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
社会貢献評価点	松阪市防災協力事業者登録により評価 ● 登録あり : 1.0 点 ● 登録なし : 0 点	1 点

※ 松阪市防災協力事業者登録済証により確認を行う。

⑧ 現場管理提案

評価項目	評価内容及び配点の内訳	配点(満点)
現場管理の提案	評価資料4号様式 現場管理提案書に基づき、2つの課題について提案を行うこと。作成は提案書1課題につき、文字の大きさは11ポイントとし、400字以内で記載すること。 なお、提案内容の評価は、0点から4点とする (注) 評価資料4号様式は、1課題400字以内に収まるように指定しているので変更しないこと。 提案内容の評価点 ●現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている : 4.0点 ●現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている : 3.0点 ●少し工夫がある : 2.0点 ●標準的な記載のみで普通である : 1.0点 ●上記以外 : 0点 ※評価者の平均点については、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までとする。	4点

※ 評価資料4号様式により、現場管理提案書を提出すること。参考資料として写真、図面などにより課題提案書の内容を補完する場合、1課題につきA3用紙1枚(片面)まで添付できる。なお、評価については課題提案書に記載された内容で評価する。

※ 現場管理の提案については、原則として実際に工事施工において実行することが必要であり、実行をされない場合においては、契約不履行又は虚偽の記載として処分の対象となる。

5. 価格以外の評価結果の公表と疑義照会

価格以外の評価点は、当該入札案件の開札日から起算して4日前までに松阪市公式HPに掲載し公表します。入札者は、公表された結果により自らの価格以外の評価点に疑義が生じたときは、公表の日から起算して3日以内に疑義照会ができるものとする。(評価資料5号様式)

6. 評価内容の担保とペナルティ

- ①「現場管理提案」の虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、契約の解除及び指名停止措置を講ずることができるものとする。
- ②「現場管理提案」に関する事項について、評価した内容が受注者の責により満たされない場合は、請負工事成績評定の減点などの措置を講ずるものとする。
- ③「現場管理提案」は、入札価格の範囲内で無理なく実現できる品質・安全性等の向上のための工夫であるものを基本とし、過度なコスト負担を要する内容を求めるものではない。

7. 情報公開

情報公開請求があった場合の取扱いは、「松阪市情報公開条例及び松阪市情報公開条例施行規則、松阪市情報公開事務取扱要領」等によるものとする。なお、入札参加者から提出された加算点評価に関する資料は公表しないものとする。

8. 提出資料の留意事項

総合評価落札方式の一般競争入札公告に係る入札参加資格確認申請時に申請された提出資料の内容について、添付資料の確認・審査等の結果、申請内容と異なる評価を行う場合がある。この場合、下方評価はするが上方評価は行わない。確認・審査等は、提出資料のみで行うので、記載漏れや添付漏れがないように注意すること。また、参加申請締切り後においては、申請内容等の修正は認めない。